

平成 15 年度末の浄化槽の普及状況について

平成 15 年度末における浄化槽の普及人口は 1,030 万人であり、平成 14 年度末の普及人口と比較して 36 万人、率にして 3.7%増加した。

また、浄化槽普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、8.1%であり、平成 14 年度末の普及率（7.8%）と比較して 0.3%の増加であった。

浄化槽は、主に各戸ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設である。その特長としては、極めて短期かつ比較的安価に設置できること、河川の自然浄化能力が活用でき水量確保に役立つこと等が挙げられ、家屋が散在する地域における生活排水対策の有効な手段である。

1．汚水処理施設及び浄化槽の普及状況

環境省、農林水産省及び国土交通省の三省は、平成 8 年度より合同で汚水処理（三省がそれぞれ所管する浄化槽とコミュニティ・プラント、農業集落排水施設、下水道による処理）の普及状況を公表している。

平成 15 年度末の汚水処理施設に係る普及人口は 9,854 万人、普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、77.7%であった。このうち、浄化槽の普及人口は 1,030 万人、普及人口の総人口に対する割合（普及率）は、8.1%であった。（表 1、図 1 参照）

なお、都道府県別の浄化槽及びコミュニティ・プラントの普及状況を表 2 に示す。

2．浄化槽の特長

浄化槽は、家庭の生活排水（し尿及び雑排水）を、主として各戸ごとに処理し、近傍の公共用水域等に放流するものであるが、その特長は次のとおりである。

(1) 処理性能が良い。

- ・生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率 90%以上
- ・放流水の BOD が 20mg/l 以下

(2) 設置費用は 5 人槽で 90 万円程度と比較的安価である。

(3) 設置に要する期間は 1 週間から 10 日程度であり、投資効果の発現が極めて早い。

(4) 地形の影響を受けることなく、ほとんどどこにでも設置できる。

(5) 小河川の自然浄化能力を活用できるとともに、河川の水量確保に資する。

3．浄化槽の設置整備

環境省は、昭和 62 年に浄化槽設置整備事業（旧：合併処理浄化槽設置整備事業）を創設し、浄化槽を設置しようとする住民に対し、設置費用の補助を行っている市町村を対象に補助を行ってきた。

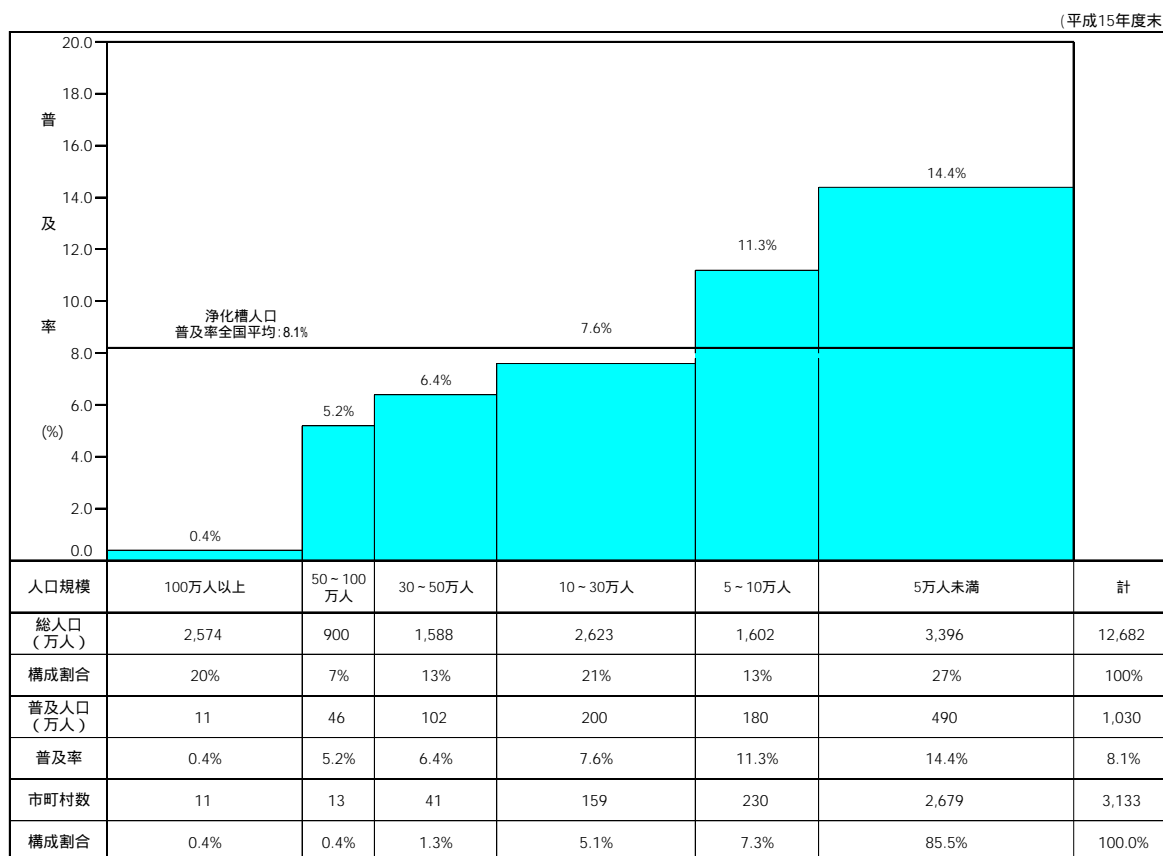
また、平成 6 年度に市町村自らが設置主体となり浄化槽の面的整備を推進する浄化槽市町村整備推進事業（旧：特定地域生活排水処理事業）を創設した。本事業は、市町村による確実な維持管理が行われることなどから、環境省としても、その推進に注力しているところである。特に平成 14 年度補正予算からは、浄化槽による污水处理施設の整備が下水道などの集合処理に比べて経済的、効率的である地域を対象とするなど、大幅な補助対象要件の緩和を行っている。本事業の実施市町村は、平成 15 年度までに 175 市町村であったものが、平成 16 年度当初 217 市町村に増加しており（表 3 参照）今後とも本事業の一層の推進を図っていく。

[表 1] 平成 15 年度末の浄化槽の普及人口及び普及率

	平成 15 年度末	平成 14 年度末	H 1 4	H 1 5
			増加分	増加率
普及人口	1,030 万人	993 万人	36 万人	3.7%
普及率	8.1%	7.8%	0.3%	-

(注) 1. 普及率とは、普及人口の総人口に対する割合とする。

2. 普及人口は 1 万人未満を四捨五入した。四捨五入を行ったため、差が合わないことがある。



(注) 1. 総市町村数3,133の内訳は、市：690、町：1,903、村：540 (東京都区部は市に含む)
 2. 総人口、普及人口は1万人未満を四捨五入した。

[図 1] 都市規模別浄化槽普及率

[表 2] 平成 15 年度末の都道府県別の浄化槽及び
コミュニティ・プラントの普及状況

都道府県	汚水処理人口 普及率	浄化槽普及率	コミュニティ・ プラント普及率	都道府県	汚水処理人口 普及率	浄化槽普及率	コミュニティ・ プラント普及率
北海道	89.7%	2.4%	-	滋賀県	92.5%	8.2%	-
青森県	57.9%	5.3%	0.1%	京都府	89.2%	2.7%	0.0%
岩手県	59.2%	8.9%	0.9%	大阪府	90.9%	3.8%	0.0%
宮城県	79.3%	5.1%	0.3%	兵庫県	94.7%	3.3%	1.4%
秋田県	61.6%	7.0%	-	奈良県	75.2%	10.2%	0.5%
山形県	73.3%	7.4%	-	和歌山県	35.0%	18.9%	-
福島県	59.5%	15.2%	0.1%	鳥取県	75.3%	6.7%	0.5%
茨城県	67.7%	15.2%	0.4%	島根県	54.9%	9.3%	1.0%
栃木県	65.8%	9.5%	0.2%	岡山県	64.8%	17.3%	0.0%
群馬県	59.8%	11.7%	1.5%	広島県	74.5%	10.6%	0.0%
埼玉県	80.1%	8.1%	0.5%	山口県	68.7%	13.8%	0.0%
千葉県	76.2%	14.1%	0.2%	徳島県	34.3%	20.4%	0.7%
東京都	98.5%	0.5%	0.0%	香川県	54.0%	17.9%	0.1%
神奈川県	95.3%	1.7%	-	愛媛県	56.0%	13.9%	0.3%
新潟県	65.5%	4.4%	0.1%	高知県	52.5%	22.7%	0.2%
富山県	81.7%	5.7%	0.6%	福岡県	78.4%	8.7%	0.8%
石川県	76.9%	3.8%	0.7%	佐賀県	54.4%	13.8%	0.1%
福井県	75.6%	5.8%	0.0%	長崎県	65.2%	11.9%	0.9%
山梨県	63.9%	11.8%	0.9%	熊本県	65.7%	9.7%	0.2%
長野県	84.7%	7.5%	0.2%	大分県	55.8%	15.3%	0.0%
岐阜県	74.0%	11.8%	0.2%	宮崎県	63.0%	15.1%	0.3%
静岡県	60.3%	10.1%	0.8%	鹿児島県	56.3%	18.5%	0.2%
愛知県	74.0%	10.8%	0.2%	沖縄県	69.4%	7.6%	-
三重県	63.2%	24.7%	0.2%	全国計	77.7%	8.1%	0.3%

(平成 14 年度末 75.8% 7.8% 0.3%)

[表3] 平成16年度 浄化槽市町村整備推進事業 実施市町村 平成16年4月1日現在

都道府県名	市町村名
北海道	壮瞥町・本別町・妹背牛町・利尻町(離島分)・豊浦町
青森県	平賀町
岩手県	葛巻町・東和町・胆沢町・衣川村・大東町・東山町・川崎村・大野村・浄法寺町・石鳥谷町・湯田町・一戸町・金ヶ崎町・宮守村
宮城県	一迫町・迫町・北上町・栗駒町・田尻町・仙台市
秋田県	二ツ井町・比内町・皆瀬村・西仙北町・東成瀬町・阿仁町・角館町・平鹿町・稲川町・藤里町・西木村・雄物川町・協和町
山形県	高畠町・酒田市・平田町・温海町・飯豊町・上山市・大蔵村
福島県	三島町・会津若松市・金山町・三春町・西会津町・磐梯町・新鶴村・東村
茨城県	里美村・猪川村・日立市・山方町・美和村
栃木県	黒羽町・鹿沼市・栗山村
群馬県	神流町・南牧村・吾妻町・上野村・藤岡市・昭和村・高山村・嬬恋村
埼玉県	大滝村・西秩父衛生組合・都幾川村・東秩父村・荒川村
千葉県	睦沢町・長柄町
東京都	八王子市・奥多摩町・青ヶ島村(離島分)
新潟県	山古志村・六日町・上越市
富山県	砺波市
石川県	富来町・内浦町・輪島市
福井県	美山町・武生市
山梨県	三富村・牧丘町・道志村・市川大門町
長野県	長谷村・南木曾町・四賀村・坂北村・生坂村・信州新町・中条村・栄村・木祖村・木曾福島町・豊科町
岐阜県	郡上市
三重県	飯南町・飯高町・宮川村・南島町・勢和村・青山町
京都府	綾部市・瑞穂町・久美浜町・宇治田原町
奈良県	黒滝村・天川村
和歌山県	高野町・日高町・金屋町
鳥取県	日南町・溝口町・西伯町・青谷町
島根県	大東町・瑞穂町・頓原町・八雲村・木次町・掛合町・邑智町・海士町(離島分)・松江市・平田市・玉湯町・広瀬町・伯太町・三刀屋町・吉田村・仁摩町・石見町・横田町・仁多町・赤来町・佐田町・都万村(離島分)・西ノ島町(離島分)
岡山県	哲西町・神郷町・新見市・湯原町・美甘村・有漢町・新庄村
広島県	大和町・三次市・安芸高田市・口和町・比和町
山口県	周東町・萩市
徳島県	井川町
香川県	高瀬町・三野町・仲南町・香南町
愛媛県	中山町・八幡浜市・久万町・日吉村・瀬戸町・広見町・弓削町(離島分)
高知県	東津野村・土佐町
福岡県	把木町・城島町・甘木市・浮羽町・高田町・山川町・香春町
佐賀県	七山村・西有田町・千代田町・北波多村・鎮西町
長崎県	西海町・大瀬戸町・時津町・西彼町・高来町
熊本県	田浦町・新和町・苓北町・南小国町・東陽村・菊水町・泉村・天草町・倉岳町・菊池市・中央町・南関町・小国町・長州町・長陽村
大分県	蒲江町・緒方町・竹田市・直川村・米水津村・野津町
鹿児島県	財部町・長島町・龍郷町(奄美分)・上甕村(離島分)

平成15年度までの実施 37県 175市町村

平成16年度実施 39県 217市町村

(注) 太字は16年度からの実施自治体

(参考)

平成 15 年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況

処 理 施 設 名	汚水処理人口 (単位：万人)
下水道	8,458
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設 を含む	328
浄化槽	1,030
内、浄化槽市町村整備推進事業等分	68
内、浄化槽設置整備事業分	420
内、上記以外分	542
コミュニティ・プラント	38
計	9,854
汚 水 処 理 人 口 普 及 率	77.7%
総 人 口	12,682

(注) 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。